二～四　（略）
五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
六～十五　（略）

別記様式第20号（第50条関係）

第３面

（略）
（権限の委任等）
第104条　主務大臣は、政令で定めるところにより、第35条第１項の規定による報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第40条第３項から第５項までの規定を施行するために行うものに限る。）（次項及び次条において「報告徴収等」という。）の権限の一部を国土交通大臣に委任することができる。
２～６　（略）

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請は、それぞれこの省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）に規定する様式による技能実習計画の認定の申請、監理団体の許可の申請及び監理団体の許可の有効期間の更新の申請とみなす。
第三条　旧規則の規定による別記様式第１号及び別記様式第11号の申請書は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第１号及び別記様式第11号の申請書とみなす。
第四条　旧規則の規定による別記様式第６号及び別記様式第20号の立入検査証は、この省令の施行後においても当分の間、それぞれ新規則の規定による別記様式第６号及び別記様式第20号の立入検査証とみなす。
第五条　この省令の施行前に、旧規則の規定により交付された別記様式第６号及び別記様式第20号の立入検査証の効力については、なお従前の例による。

○農林水産省令第十五号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十条の規定に基づき、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成三年農林水産省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（削る。）	（権限の委任） **第十七条**　法第五条第一項、第六条第一項及び第二項並びに第十五条の規定並びに第四条の規定による農林水産大臣の権限のうち、食品等流通合理化事業が一の地方農政局の管轄区域内のみにおいて行われる食品等流通合理化計画に係るものは、当該地方農政局長に委任する。ただし、法第十五条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。